

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第11回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第8回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和2年2月26日（水）10時00分～12時00分

2. 場 所：AP虎ノ門11階 Bルーム

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、小野木構成員（NHK）、江口専任部長（NHK）、長部構成員（フジテレビ）、後藤構成員（日本テレビ）、崎山事務局次長（衛星放送協会）、笹平構成員（日本動画協会）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高島構成員（TBS）、田嶋構成員（日本民間放送連盟）、告坂構成員（日本動画協会）、中町構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、野瀬構成員（テレビ朝日）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、安田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、山口構成員（衛星放送協会）

<構成員以外>

伊東事務局長（映像コンテンツ権利処理機構）（議事（1）のみ）

<総務省>

吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官（情報流通行政担当）、湯本情報流通行政局長、三島情報流通行政局長、市川情報流通行政局長、市川情報流通行政局長補佐

4. 議事

- （1）（一社）映像コンテンツ権利処理機構より、資料1に基づき、プレゼンテーションが行われ、意見交換が行われた。
- （2）日本民間放送連盟、全日本テレビ番組製作社連盟及び日本放送協会より、それぞれ資料2～4に基づき、プレゼンテーションが行われ、意見交換が行われた。
- （3）事務局より、資料5～7に基づき、製作取引適正化に向けたガイドラインの遵守状況調査・経過報告等について説明が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

(実演家の権利について)

- ワンチャンス主義は、局製作の場合と、製作会社製作の場合で取り扱いが変わる可能性があるということは、著作権法の側でも研究者の間で議論がされており、(一社)映像コンテンツ権利処理機構が発表した事情が生じる可能性があるという主張は妥当性のあるものである。
- 実演家と製作サイドで交わされる出演契約の法的性質や、実演家の実演について監督や演出のような性質で捉えるのか、あるいは、医者や弁護士のような自ら用いる役務として考えるのかといった整理が必要と考えられる。

(著作権の帰属、二次利用等について)

- 契約書や発注書の記載内容・発注条件などは、各社一律に揃えるべきものではないとしても、少なくとも必要事項については各社ともガイドラインに沿って取り組んでほしい。
- 在京キー局5社に関しては、局製作番組か完全製作委託型番組かどうかというのは、企画が具体的に上がってきて、製作体制がつくられているという、企画の立ち上がりの時点でほぼ分けられている。
- 情報成果物を構成する情報成果物という概念が下請法にはあるので、放送事業者の一方的な解釈や運用だけではなく、必要に応じて、その概念の共通理解を検証・検討会議で確認できればよい。
- 完全製作委託型番組については、製作会社に著作権があるケースが基本であり、昔は放送のみの利用であり、その後、ビデオ化、海外展開、そして配信サービスと二次利用が増えてきている状況であるが、著作権を譲渡してもらいその対価の分は先に支払う、という発想はなかった。
- 製作会社に著作権がない番組製作に関わっていても、かつては、その製作会社の関わり具合や寄与度によっては、製作会社が二次利用の配分を受けていたケースもあったが、昨今では、厳しい経済事情から、著作権がない＝二次利用の配分対象ではない、というケースが増えており、その相談の余地が狭まっている。
- 製作会社側に著作権がなくとも二次利用収益の配分がある場合があることについて、製作会社側が二次利用収益を発生させるような何らかの寄与があり、それに対する対価ということであれば理屈としてはあり得るが、製作会社の汗かき具合によって配分を受けるとするのは違和感がある。著作権の帰属によって二次的利用収益を収受するかどうかをやはり明確にすべきであり、放送番組のパーツの著作権を譲渡したのであれば二次的利用も含む譲渡代金を設定すべきではないか。

- 製作会社が企画した番組について、当該企画の提出先が放送局の編成担当者であれば完全製作委託型番組になるケースが多く、他方、同じ放送局でも、提出先が制作局、報道局、スポーツ局など原局の担当者だと、完全製作委託型番組と同じやり方をしていても、話の流れの中で完全製作委託型番組でないスタイルに落とし込まれていくケースが多い。
- 著作権の帰属に関して、民放と製作会社との間でも、レアケースではあるが、話し合いにより双方合意した上で「共同著作」となり著作権を共有するケースはある。
- 製作会社が番組の発注を受ける時、この番組の著作権はどちらにあるかという議論はなく、発注を受ける際に既に決められていることがほとんどで、基本的に製作会社は制作協力という形で関わる番組ということが前提で発注されることが多い。初めから著作権はどちらのものだと決まった状態で製作が始まることが多いが、製作実態、企画実態に応じて考えるべきではないか。
- 二次使用について、当社が外部の製作会社に外部制作委託をする場合は、当社対製作会社が50対50で収益配分しており、これは相応の寄与をしなければいけないというスキームで委託すると説明しているが、その寄与割合に関する考え方は非常に難しく、これまで議論されてこなかったと認識している。

(その他)

- アニメ製作については放送局が関係するものも大分増えてきているので、今後の検証・検討会議で制作現場における働き方改革に関してヒアリングする際には、フリーランス関係の団体として、日本アニメーター・演出協会を考慮いただきたい。

以上